

声 明

1 本日、東京高等裁判所第21民事部（中西茂裁判長）は、都立学校の教職員50名（以下、「原告ら教職員」という）が「日の丸・君が代」強制にかかる懲戒処分（戒告25件、減給29件、停職2件）の取消しを求めていた事件について、東京都教育委員会（以下、「都教委」という）の控訴にかかる原告ら教職員5名に対する原審における「減給、停職処分の取消」を維持して都教委の控訴を棄却したものの、他方で戒告処分については裁量権の逸脱・濫用には当たらないとして原審を維持し、原告ら教職員の請求を棄却する判決を言い渡した。

原告ら教職員は、各校長による卒業式等の国歌斉唱時に起立斉唱あるいはピアノ伴奏を命じる職務命令に従わなかったとして懲戒処分を受けたものであるところ、原審の東京地裁民事第11部2015年1月16日判決（佐々木宗啓裁判長）は、これらの懲戒処分のうち、減給及び停職処分については裁量権の逸脱・濫用に当たり違法であるとして、これを取消す原告ら教職員一部勝訴の判決を言い渡していたが、本判決は、この原審の判断を基本的に維持したものである。

2 都教委は、2003年10月23日通達（以下、「10・23通達」という）及びこれに基づく職務命令により、卒業式等における国旗掲揚・国歌起立斉唱を教職員に義務付け、命令に従えない教職員に対し、1回目は戒告、2、3回目は減給（1～6ヶ月）、4回目以降は停職（1～6ヶ月）と、回を重ねるごとに累積加重する懲戒処分を繰り返す「国旗・国歌の起立斉唱の強制」システムを実施してきた。

2012年1月16日、最高裁判所第一小法廷は、これらの懲戒処分のうち、「戒告」は裁量権の逸脱・濫用とまではいえないものの、「戒告を超えてより重い減給以上の処分を選択することについては、本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要となる」とし、実際に下された「減給」及び「停職」処分は相当性がなく、社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱・濫用しており違法であるとした。

3 原審判決は、この最高裁第一小法廷判決の内容に従い、減給以上の処分を取消したものであるところ、都教委は減給以上の処分の取消された26名のうち5名についてのみ控訴していたが、本判決は、「減給以上の処分の相当性を基礎づける具体的な事情は認められない」として、都教委の控訴を棄却した。

原告ら教職員の受けた処分の半数近くを占める「戒告」が裁量権の逸脱・濫用にならないとしたことは遺憾であるが、最高裁そして原審判決に引き続き、減給以上の処分を違法としたことは一定の評価ができるものの、「同様の非違行為を行った場合には、その非違性の程度は、後者の方が重いことは明かであるから、定型的に処分を加重するという基本方針辞退は不合理とはいえない」と判示し、都教委の加重な処分体制を諫めるものとはなっていない。

更に本判決は、戒告処分は裁量権の逸脱・濫用に当たらないとしたが、2006年度の規則改訂により、2006年以降に戒告処分を受けた原告教職員らは、それ以前に減給処分を受けた場合以上の金銭的な損害を受けているのである。